

10 鉄筋施工職種(鉄筋組立て作業)

2010.1.22

作業の定義	機械工具を使用して「鉄筋」を所定の寸法に「加工(切断・曲げ)」して配置し、所定の形状の骨組みに結束具及び結束線を使用して「手作業により組立てる作業」をいう。
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<ul style="list-style-type: none"> (1)鉄筋施工作業 <ul style="list-style-type: none"> ①器工具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(基礎加工配筋図)作業 ③鉄筋加工作業(機械加工作業・切断作業・曲げ作業専従は対象とはならない。) ④鉄筋組立て作業(手加工作業) (2)安全衛生作業 <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③鉄筋組立て作業に必要な整理整頓作業 ④鉄筋加工用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">} ※</div>
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	<ul style="list-style-type: none"> (1)関連作業 <ul style="list-style-type: none"> ①各種加工配筋図等作成作業 ②鉄筋加工場の整理作業 ③鉄筋の加工場及び施工現場の小運搬作業 ④足場・構台・棧橋等の架設作業 ⑤作業工程管理業務(工程管理、器工具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑥各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じた特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧コンクリート打設時の合番(あいばん:立会)補助作業 ⑨溶接作業(ガス溶接、アーク溶接、圧接)(特別教育、技能講習等が必要。) (2)周辺作業 <ul style="list-style-type: none"> ①加工鉄筋の運送作業(加工場から現場) (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	<p>下記の①及び②の鉄筋材料及び副資材を必ず使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鉄筋材料 <ul style="list-style-type: none"> 1.各種丸鋼 2.各種異形棒鋼 ②副資材 <ul style="list-style-type: none"> 1.結束線 2.スペーサ
使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)	<p>1.から4.をすべて使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.鉄筋切断機 2.鉄筋曲げ加工機 3.結束工具 4.加工工具
製品の例	鉄筋組立て作業の結果が製品である。
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ul style="list-style-type: none"> 1.鉄筋加工を自動機械で行う鉄筋加工作業 2.鉄筋組立てを自動機械で行う鉄筋組立て作業 3.コンクリート二次製品製造等で鉄筋加工を伴わない単純組立て作業 4.材料・資機材の運搬揚重のみの作業 5.鉄筋加工作業(切断専従、曲げ専従)のみの場合 6.鉄筋組立て作業のみの場合 7.溶接による鉄筋組立て作業のみの場合